

新たな学校づくり

【3 教育環境としての学校施設について】

小中学校の諸室の現状
少人数・習熟度別指導
小中連携・一貫教育制度
特別支援教育

教育環境としての学校施設検討の進め方

【協議会での議論のポイント】

- ・現状と課題の共有
- ・委員目線の課題など意見徴収

【協議会での議論のポイント】

- ・整備の方向性に関する意見徴収

協議会
第3回

現状
課題整理

現在の学校施設の改善
小中学校の諸室の現状

新しい教育ニーズへの対応
少人数・習熟度別指導
小中連携・一貫教育制度
特別支援教育

協議会
第4回

整備の方向性

学校施設の整備の方向性の検討
教育環境としてのあるべき姿
公共施設マネジメントの視点による
制約

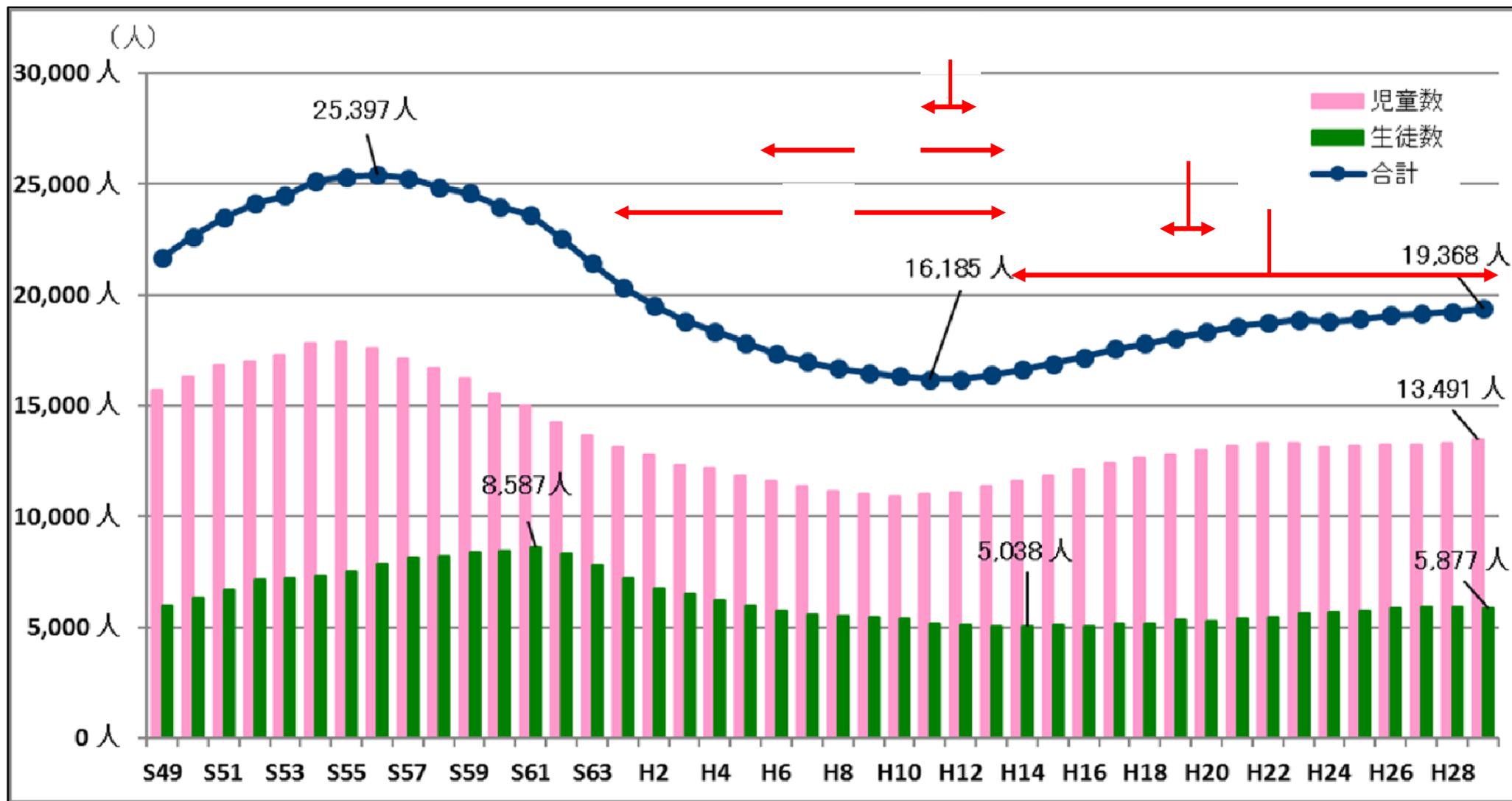
協議会
第5回

整備方針(案)

学校施設整備指針の提示

普通教室の転用状況の経過

ランチルーム (S63～H12)、 オープンスペース (H5～H13)、 コンピュータ教室 (H11～H12)、
放課後子ども教室 (H18～19)、 学習室 (H13～)



小中学校の諸室の現状

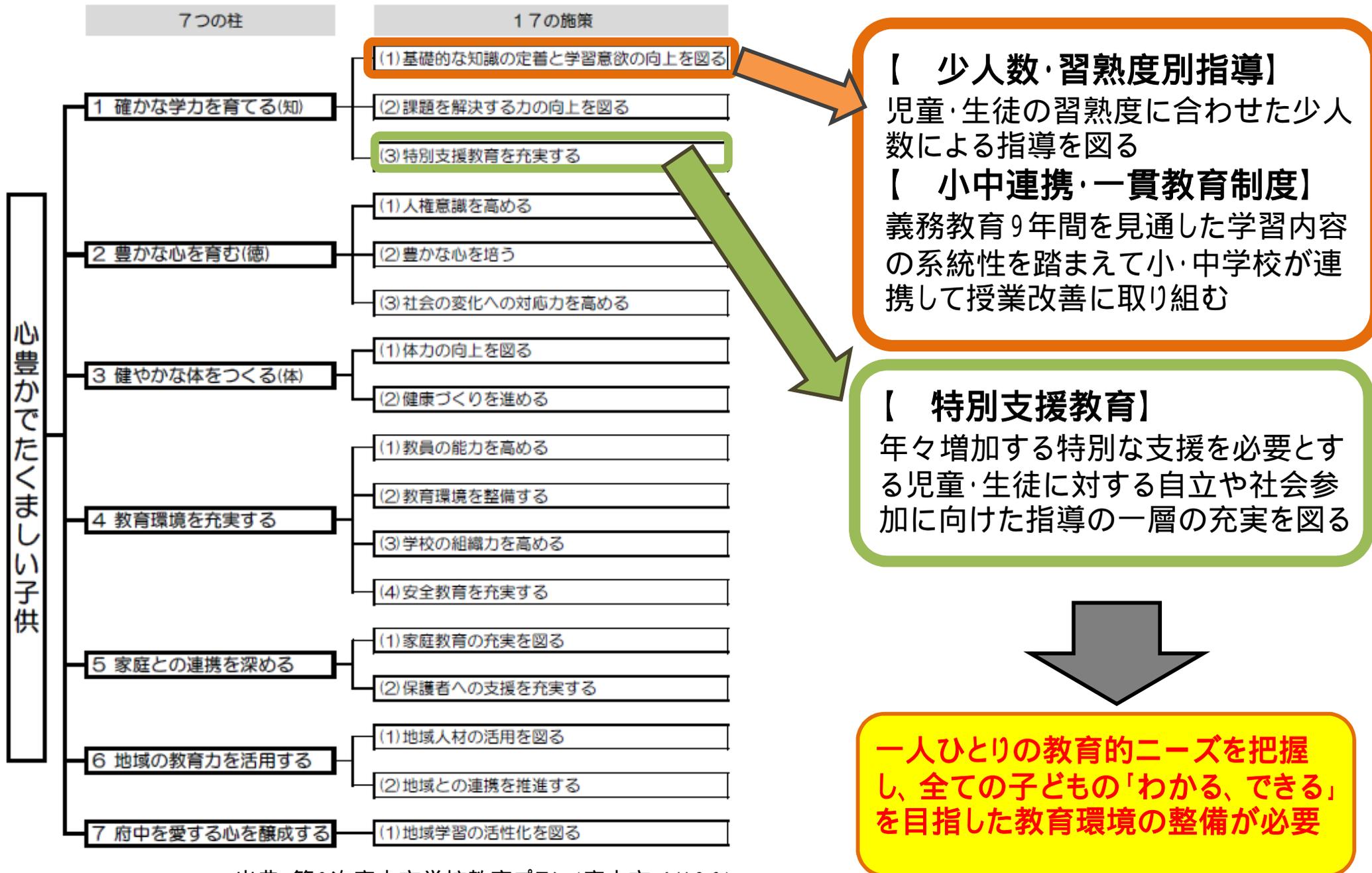
各学校で、設置されている諸室・部屋数にバラつきがある。
各学校で、必要に応じて諸室を設定しているため、現状の余裕教室の定義づけは難しい。



【課題解決の方向性】

必要な諸室・設置数を設定し、確保する

新しい教育ニーズ(目指すべき姿)と施設整備



出典: 第2次府中市学校教育プラン(府中市 / H26)

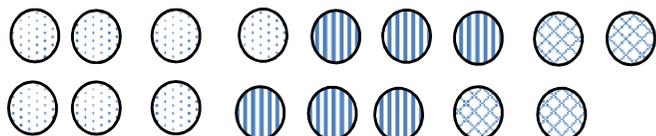
少人数・習熟度別指導とは

学力に差の出やすい小学校中学年から、習熟度に応じたきめ細かな指導を実施。
府中市では、小学校の算数、中学校の数学・英語で実施。
加えて、少人数による指導を実施。

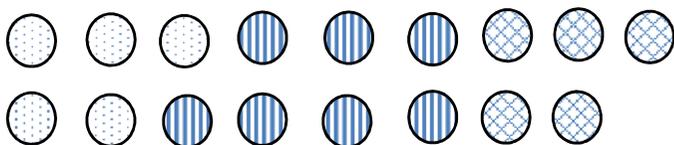
< 実施体制の例 >

(通常)

【3年1組 / 普通教室A】



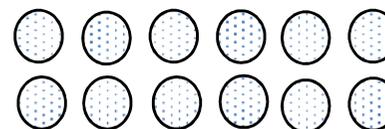
【3年2組 / 普通教室B】



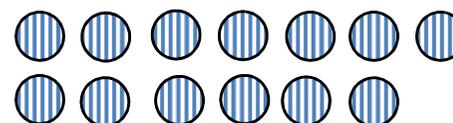
習熟の程度 早い…(white circle) 中間…(blue striped circle) 遅い…(blue checkered circle))

(算数・数学・英語)

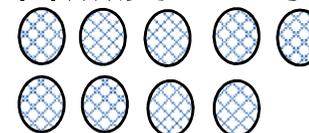
【3年習熟度 / 普通教室A】



【3年習熟度 / 普通教室B】

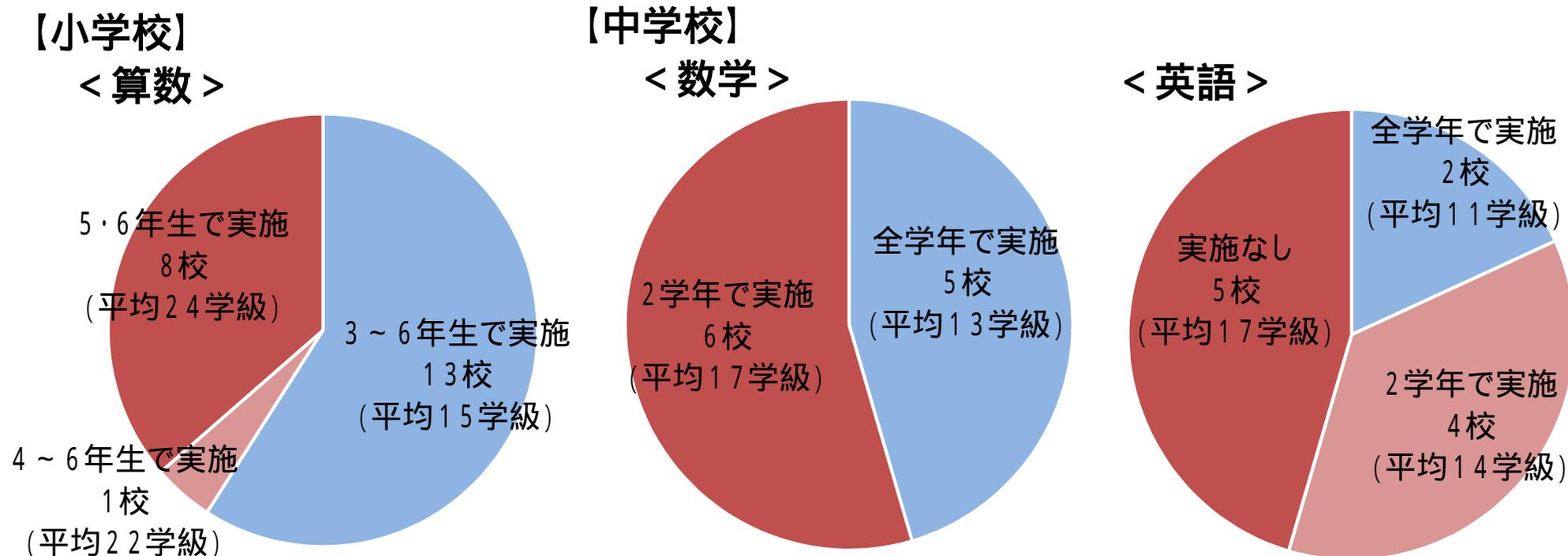


【3年習熟度 / 学習室A】



「普通教室」と少人数・習熟度別指導のための「学習室」で実施

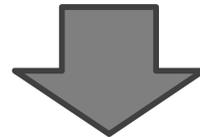
府中市の少人数・習熟度別指導の実施状況



学級規模が大きい学校では、少人数・習熟度別指導の実施学年や実施科目が制約を受ける状況にある

少人数・習熟度別指導の方向性について

学級規模が大きい学校では、少人数・習熟度別指導の実施
学年や実施科目が制約を受ける状況にある



できる限り、等しい学習環境を整える必要がある



【課題解決の方向性】

学級規模に応じた学習室数を確保する

小中連携・一貫教育制度と施設整備

小学1年生から中学3年生まで一貫した教育指導
新しい環境での学習や生活に不適應となる「中1ギャップ」の解消
施設形態は、小中学校を「一体化」、「隣接」、「分離」する方法がある

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

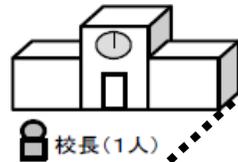
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

府中市は
小中連携教育を
実施

①義務教育学校

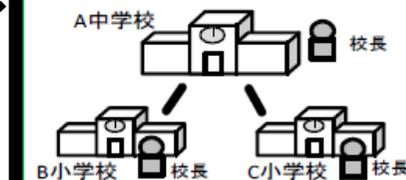
- 新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、一つの教職員組織
- 修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

- 組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



市町村単独は
非該当

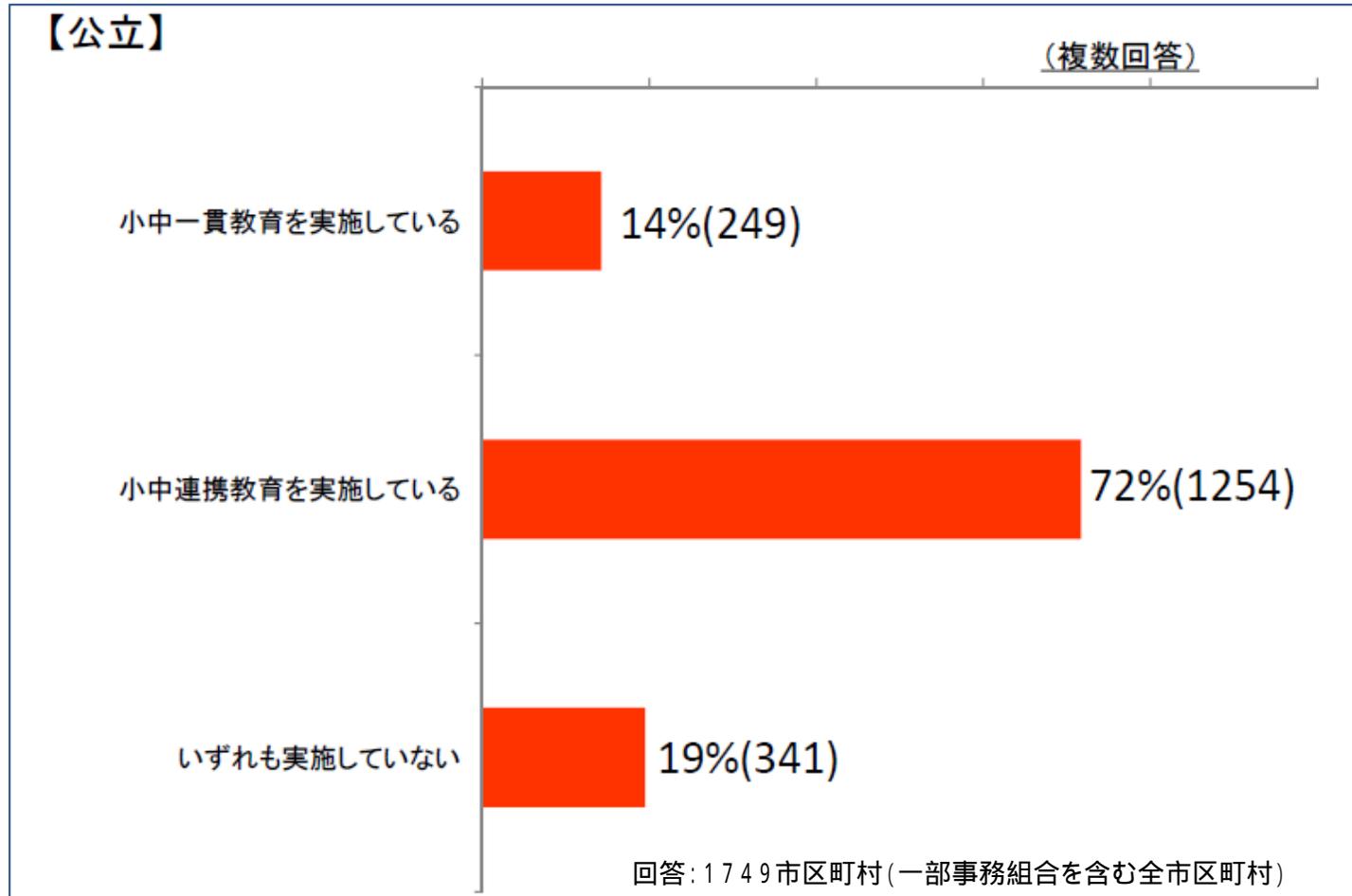
※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

施設の形態と実施効果

文部科学省

施設一体型 > 施設隣接型 > 施設分離型

全国市区町村の小中連携・一貫教育制度の実施状況



出典: 小中一貫教育の導入状況調査について(H29 / 文部科学省)

小中一貫教育を実施している市町村は14%程度

全国の小中連携・一貫教育制度の実施状況

< 平成29年度の設置状況 >

※()内は平成28年度の設置数

		設置者数	設置数	施設形態
・義務教育学校 48校		2国立大学 (0国立大学)	2校 (0校)	施設一体型1校 施設隣接型1校
		23都道府県35市区町村 (13都道府県15市区町)	46校 (22校)	施設一体型40校 施設隣接型 5校 施設分離型 1校
・小中一貫型小学校・中学校				
併設型 253件		1国立大学 (1国立大学)	1件 (1件)	施設隣接型1件
		37都道府県84市区町村 (27都道府県55市区町村)	246件 (160件)	施設一体型63件 施設隣接型28件 施設分離型155件
		6学校法人 (4学校法人)	6件 (4件)	施設一体型3件 施設隣接型3件
連携型		0	0件	

小・中学校約3万校のうち、「義務教育学校」、「小中一貫型小中学校」は1%

小中連携・一貫教育制度と施設整備の方向性

小中一貫教育制度の効果を高めるための施設形態は、文部科学省によると、「一体型」>「隣接型」>「分離型」としている

小中一貫教育を実施している市町村は14%程度

小・中学校約3万校のうち、「義務教育学校」、「小中一貫型小中学校」は1%

府中市では、「義務教育学校」、「小中一貫型小中学校」への移行を視野に入れて、現行の取組みの評価・検証を行っている

【施設整備(今回の計画)の方向性】

施設として、施設一体型・施設隣接型の実施ができる学校があるか検討する

特別支援教育のはじまり

H18 国連 障害者権利条約 採択
(教育分野)
インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供など

H19
日本署名

H19 学校教育法 一部改正
・『特殊教育』(障害の程度に応じて特別な場で指導)
から『特別支援教育』(一人一人の教育ニーズに応じた適切な支援)へ
・新たに、知的な遅れのない発達障害 が対象に

学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等

H23 障害者基本法 改正
・可能な限り障害でない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮する
・年齢、能力、特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう配慮する

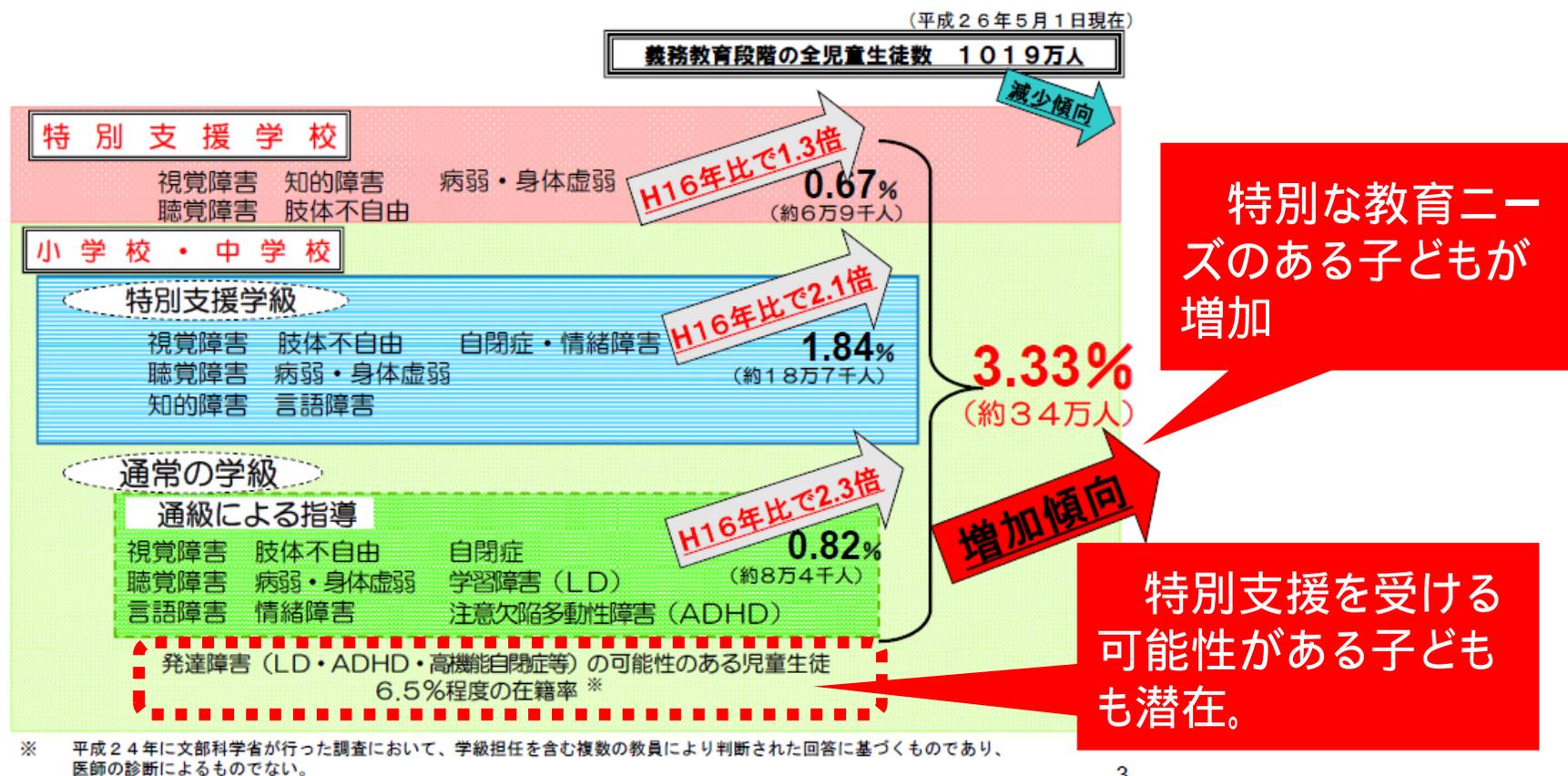
H25 障害者差別解消法 制定(H28施行)
・差別の禁止、合理的配慮の法的義務 など

H26 批准

国内法の整備

インクルーシブ教育システムの実施体系

子どもたちの自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに的確に応えられる、多様な場を提供していく。



出典: 発達障害を含む特別支援教育の動向 (文部科学省HP / H28)

視点 : 特別支援教育全体で学級数を増やす必要があるか

府中市の特別支援教育の実施体制

1 特別支援学校

障害の程度が比較的重い子供を対象に、専門性の高い教育を行う学校。

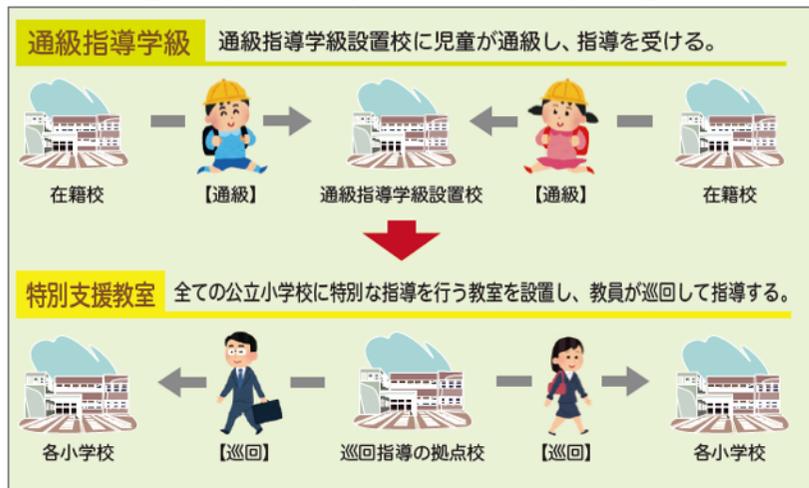
『子どもが動く』から『教師が動く』へ

発達障害の子どもたちに、より身近で適切な支援を受けてもらうための制度変更。

【情緒障害等】

< 通級指導学級 >
...設置校へ通う

< 特別支援教室 >
...全校に設置



2 市立小学校・中学校

特別支援学級（知的障害）

- ・知的障害の子どもが対象。情緒障害は設置なし
- ・通常学級に籍を置かず、一人一人の障害に応じた教育を行う。
- ・小学校6校、中学校3校に設置。 ・1学級の上限は8人。

特別支援教室（情緒障害等）

- ・情緒障害・自閉症・学習障害・注意欠陥多動性障害などの子どもが対象。
- ・通常学級に在籍し、ほとんどの授業は、通常学級で行う。
- ・週に1回程度、在籍校の特別支援教室で特別の指導を受ける。
- ・小学校：H29 = モデル3校、H30 = 全校に設置
- ・中学校：H31 = モデル2校、H32 = 全校に設置

通級指導学級（難聴・言語障害）

- ・言語障害と難聴の子どもが対象。
- ・通常学級に在籍し、ほとんどの授業は、通常学級で行う。
- ・週に1回程度、通級指導学級の設置校に移動し、指導を受ける。
- ・小学校は、言語障害が2校、難聴が1校。
- ・情緒障害等は、特別支援教室へと制度移行するため、小学校（全5校）、中学校（全1校）がH32で廃止する。

特別支援学級は知的障害のみ、設置している

通級指導学級(情緒障害等)は特別支援教室へ移行し、H32は全校に設置する

府中市の特別支援教育の支援状況

特別支援教育の設置校と在籍状況

(小学校)

	特別支援学級		通級学級					
	知的障害		言語障害		難聴		情緒障害	
一小			2学級	28人				
二小	4学級	28人						
三小							5学級	62人
四小	4学級	26人						
五小	5学級	35人						
六小								
七小								
八小							5学級	54人
九小	4学級	28人					4学級	39人
十小								
武蔵台								
住吉小			2学級	42人	1学級	9人	4学級	41人
新町小								
本宿小								
白糸台								
矢崎小								
若松小								
小柳小	3学級	24人						
南白小							6学級	55人
四谷小								
南町小	3学級	20人						
日新小								
合計	23学級	161人	4学級	70人	1学級	9人	24学級	251人

(中学校)

	特別支援学級		通級学級					
	知的障害		言語障害		難聴		情緒障害	
一中	4学級	27人						
二中	4学級	26人						
三中							5学級	46人
四中	3学級	24人						
五中								
六中								
七中								
八中								
九中								
十中								
浅間中								
合計	11学級	77人	0学級	0人	0学級	0人	5学級	46人

比較的、市内中部・北部に設置されている。

比較的、市内中部・南部に設置されている。

特別支援教育の使用諸室と大きさ

(特別支援学級) 二小の場合

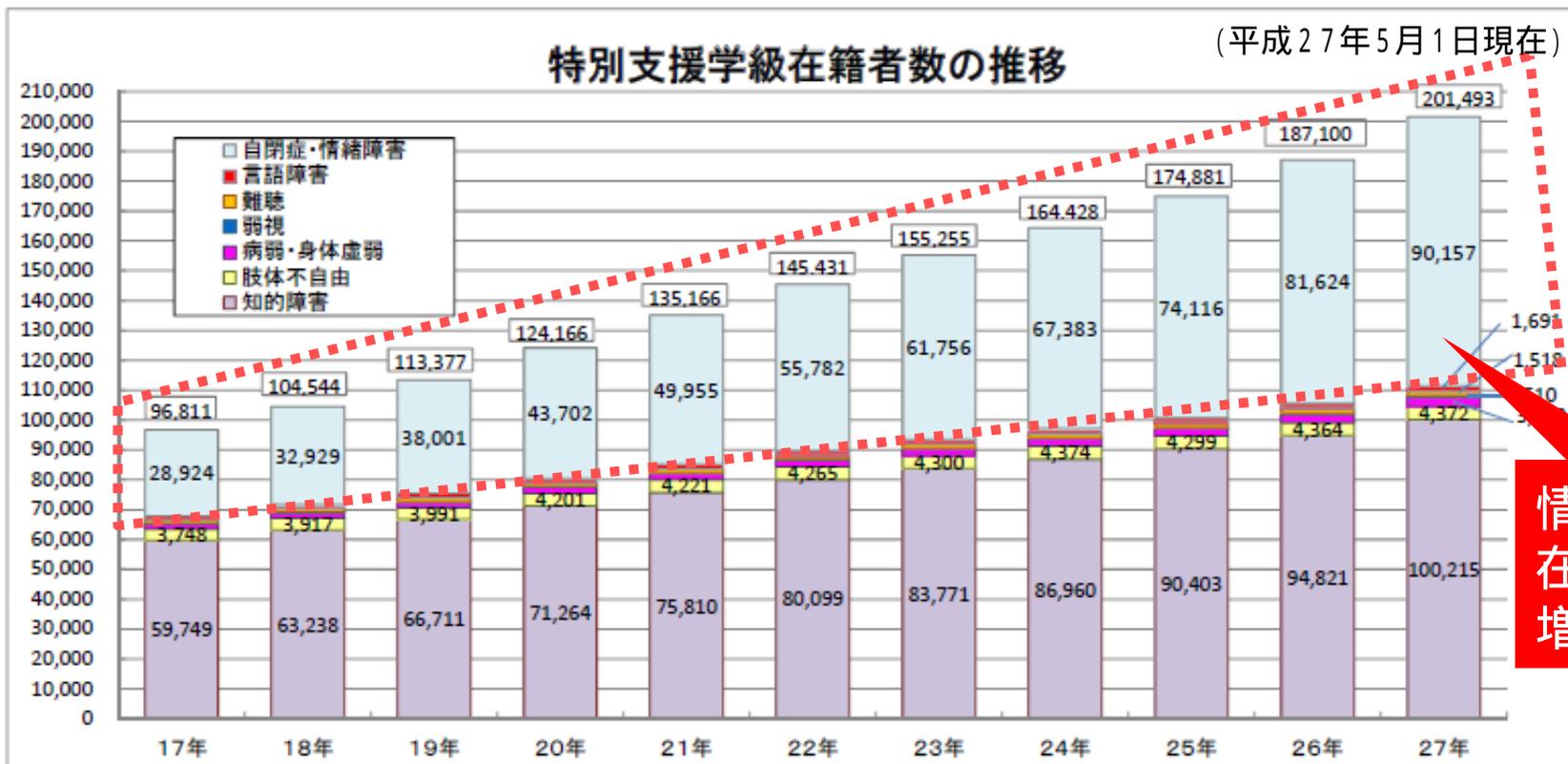
用途	大きさ	室数	備考
普通教室	約32㎡ (縦約4m × 横7.8m)	4	通常学級の半分
プレイルーム	約64㎡ (縦約8m × 横7.8m)	1	通常学級と同サイズ
職員室	約32㎡ (縦約4m × 横7.8m)	1	通常学級の半分

(通級学級) 三小の場合

用途	大きさ	室数	備考
特別活動室 1	約16.5㎡ (縦約3.2m × 横5.2m)	1	パーティションで観察室設置
特別活動室 2	約18.5㎡ (縦約5m × 横3.7m)	1	
特別活動室 3	約14.8㎡ (縦約4m × 横3.7m)	3	
プレイルーム	約105㎡ (縦約9.4m × 横11.2m)	1	
学習室	約33㎡ (縦約5.4m × 横6.2m)	1	
職員室	約33㎡ (縦約5.3m × 横約6.2m)	1	

視点 : 特別支援学級の再配置が必要となるか

全国の特別支援教育の現状



情緒障害の在籍者数が増加。

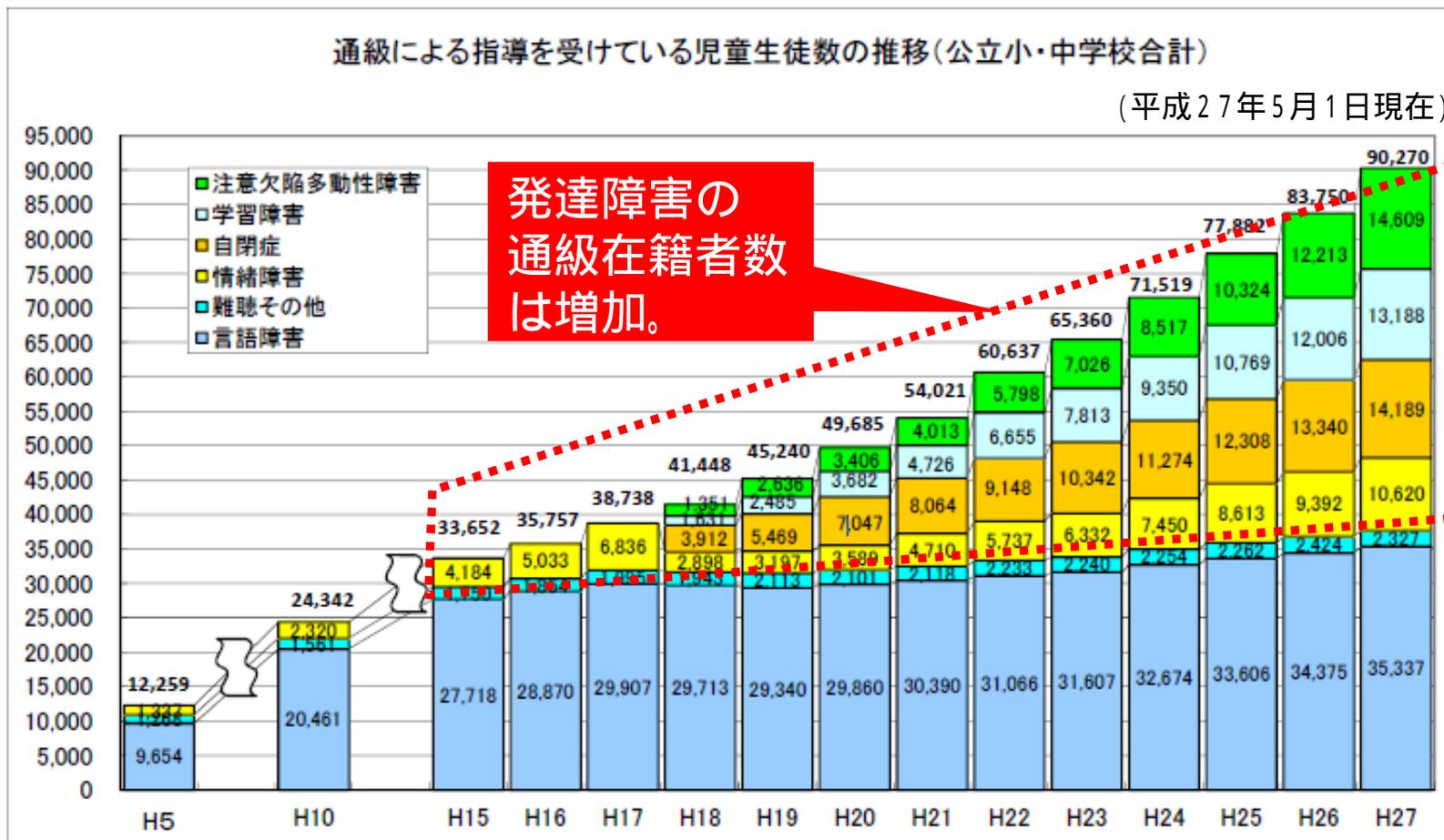
	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	25,432	2,846	1,792	440	996	589	22,491	54,586
在籍者数	100,215	4,372	3,030	510	1,518	1,691	90,157	201,493

-6-

出典：発達障害を含む特別支援教育の動向(文部科学省HP / H28)

視点：特別支援学級(情緒障害)の設置が必要となるか

全国の特別支援教育の現状



発達障害の
通級在籍者数
は増加。

※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

出典：発達障害を含む特別支援教育の動向(文部科学省HP / H28)

視点：通級指導学級(情緒障害等)を特別支援教室へと移行

今後の特別支援教育と施設整備への影響

< 視点 >

特別支援教育全体で学級数を増やす必要があるか

特別支援学級の再配置が必要となるか

特別支援学級(情緒障害等)の設置が必要となるか

通級指導学級(情緒障害等)を特別支援教室へと移行



【施設整備(今回の計画)の方向性】

< 視点 、 、 >

次期府中市特別支援教育推進計画の動向を注視し、
必要に応じて、施設整備に反映する

< 視点 >

通級指導学級(情緒障害等)の廃止により、設置校では教室数を
減少できる。代わって、全校に特別支援教室1教室分を設置する

教育環境面の『課題の整理』と『解決の方向性』

課題の整理

【 小中学校の諸室の現状】

・各学校で、設置されている諸室・部屋数にバラつきがある

【 少人数・習熟度別指導】

・各学校で実施状況に差がある

【 小中連携・一貫教育制度】

・小・中連携・一貫教育のより一層の充実を図る

【 特別支援教育】

・特別支援学級の対象者、種別、地域的な偏りについて検証する。
・通級指導学級(情緒障害等)が廃止され、特別支援教室が設置される

解決の方向性

【 小中学校の諸室の現状】

・必要な諸室・設置数を設定し、確保する

【 少人数・習熟度別指導】

・学級規模に応じた学習室数を確保する

【 小中連携・一貫教育制度】

・施設一体型・併設型の実施可能校の有無を検討していく

【 特別支援教育】

・特別支援教育推進計画の改定の動向を注視する
・全校で特別支援教室を整備する

教育環境面の対応方針

< 解決の方向性 >

【 小中学校の諸室の現状】
・必要な諸室・設置数
を設定し、確保する

【 少人数・習熟度別指導】
・学級規模に応じた
学習室数を確保する

【 特別支援教育】
・全校で特別支援
教室を整備する

学校施設整備指針を作成

府中市として、諸室等の標準的な仕様を定めます
学校間での施設面の格差の是正を図ります
建設コストの平準化を図ります

学校施設整備指針の運用方針

今回の計画

【学校施設整備方針】

1 教育機能

必要諸室等の設定
諸室の規模
諸室の個数
諸室に備えるべき機能の設定
各諸室の配置
バリアフリー機能

2 他の公共施設との複合機能

放課後子ども教室(けやきッズ)
学童

3 地域開放機能

避難所機能
学校開放機能

各校の改築検討時



学校毎の教育方針や地域性などの独自要素

改築後



- 1 一定の教育環境が確保されている
- 2 学校の独自性が反映されている